

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025 年 6 月 24 日

福島県知事
内堀 雅雄 殿



提出者
住 所 福島県南相馬市原町区金沢字大船迫54
東北電力株式会社 原町火力発電所
氏 名 所長 中塚 勇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0244-24-1614

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東北電力株式会社 原町火力発電所
事業場の所在地	福島県南相馬市原町区金沢字大船迫54
事業の種類	電気・ガス・熱供給・水道業－電気業－ 電気業－発電所[3311]
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	別紙のとおり t	全処理委託量	別紙のとおり t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t

※事務処理欄

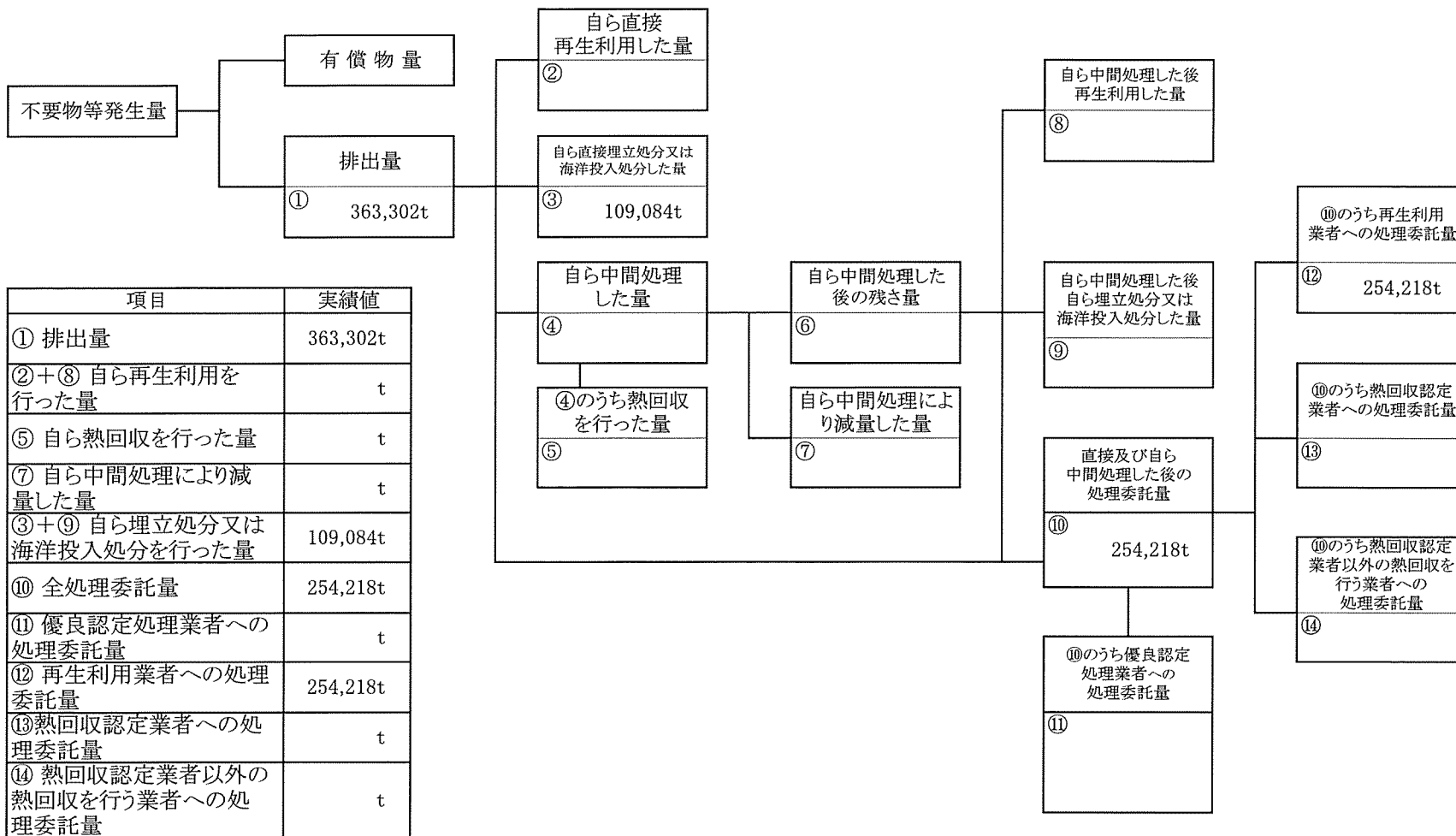
第1面 産業廃棄物処理計画における目標値

	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉍さい	—	—	—
排出量	466,550 t	49,493 t	2,641 t	6,923 t	—	—	—
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	32,374 t	—	—	—	—	—
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	61,216 t	7,118 t	—	—	—	—	—
全処理委託量	405,333 t	10,000 t	2,641 t	6,923 t	—	—	—
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	4,717 t	—	—	—
再生利用業者への処理委託量	405,333 t	10,000 t	1,862 t	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—

(別紙)

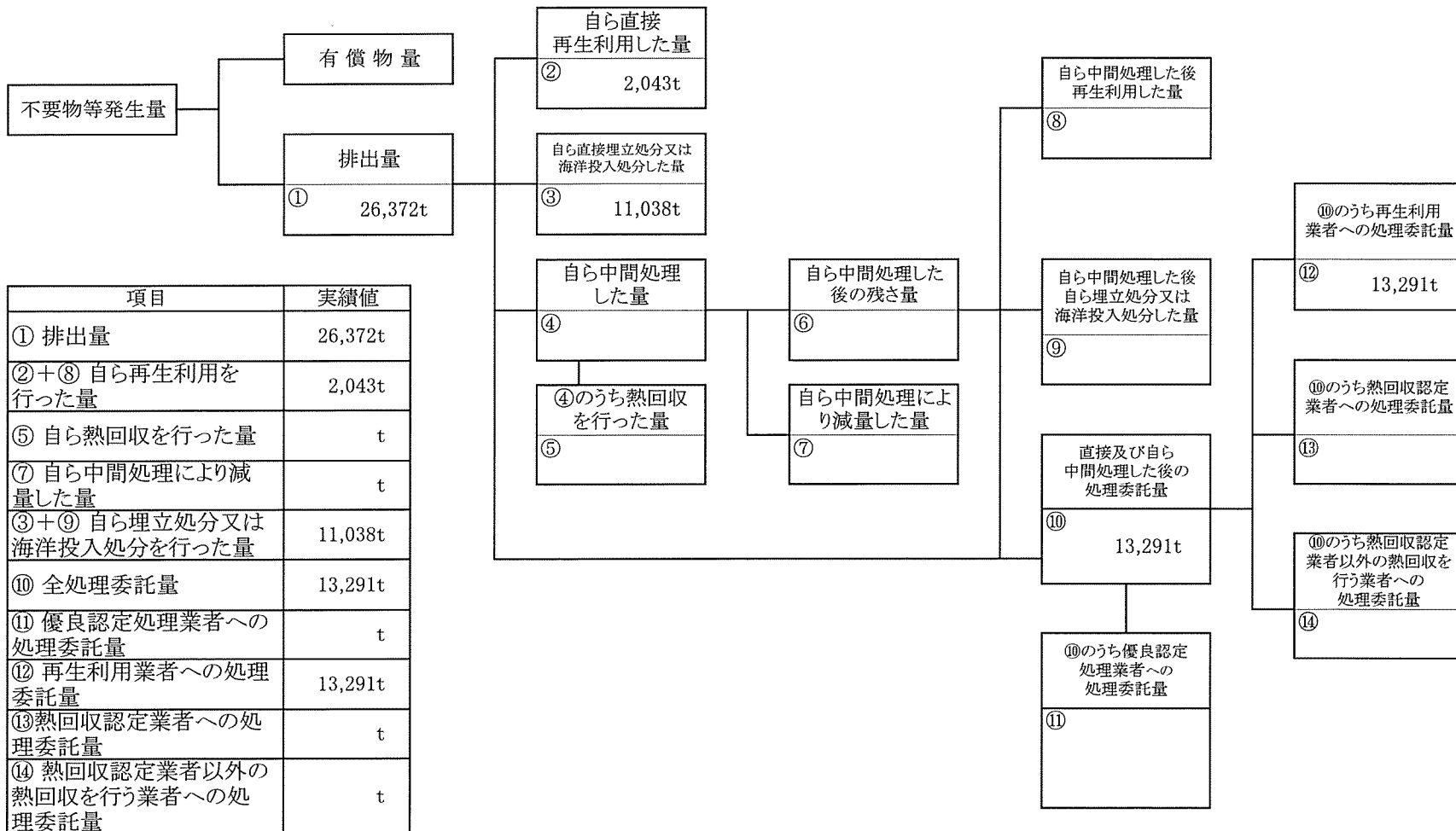
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： ばいじん)



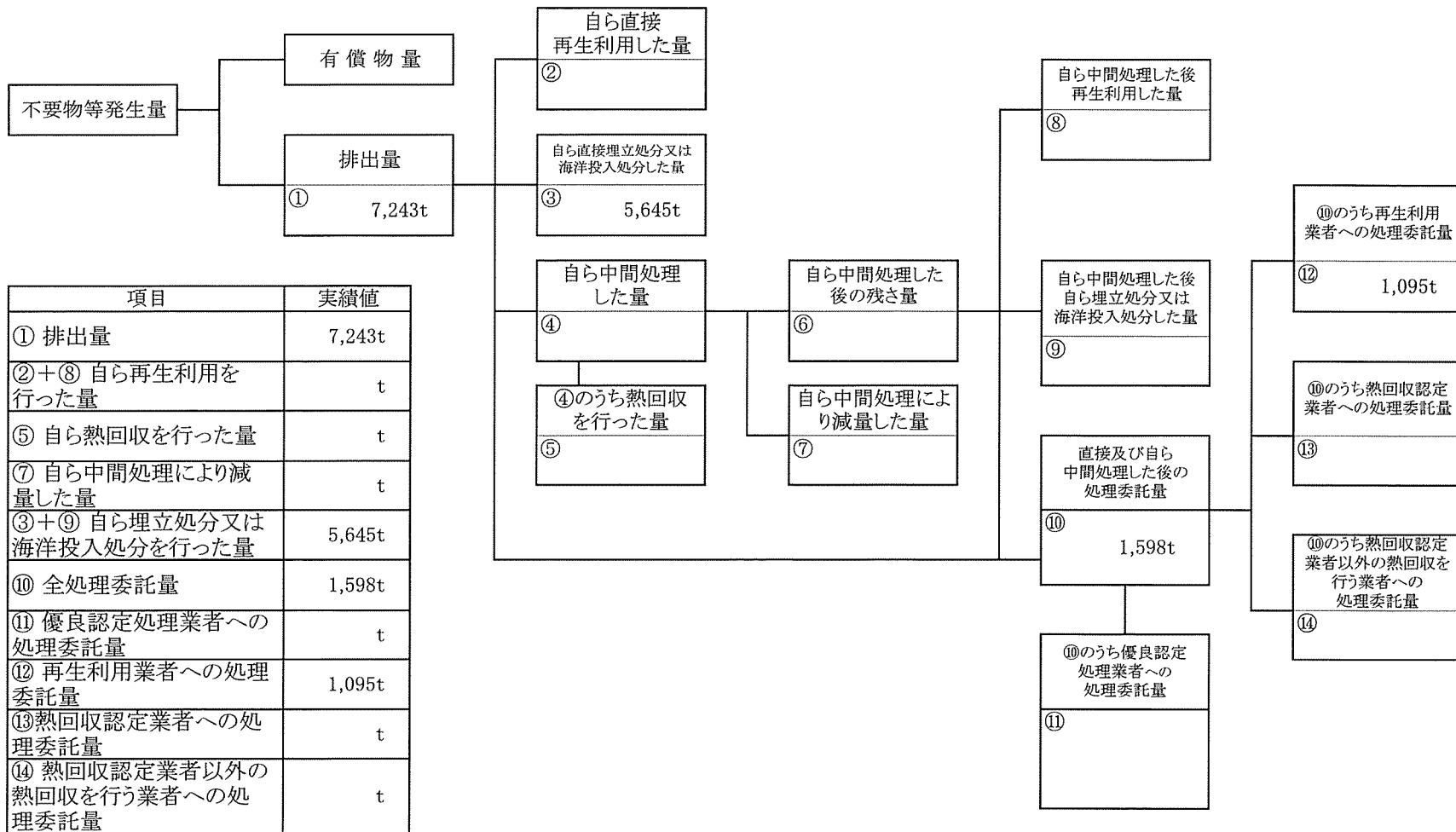
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 燃え殻)



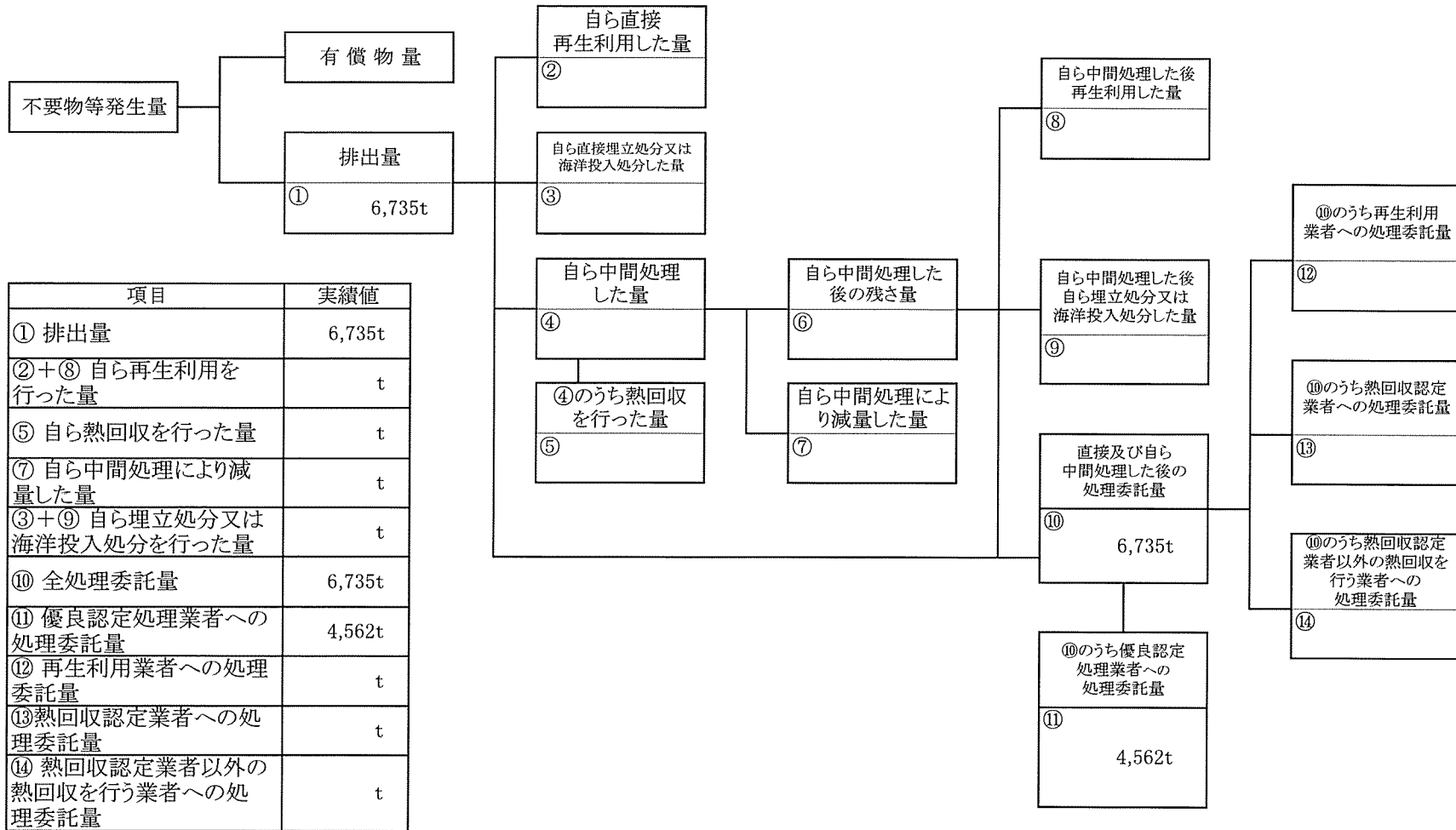
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 汚泥)



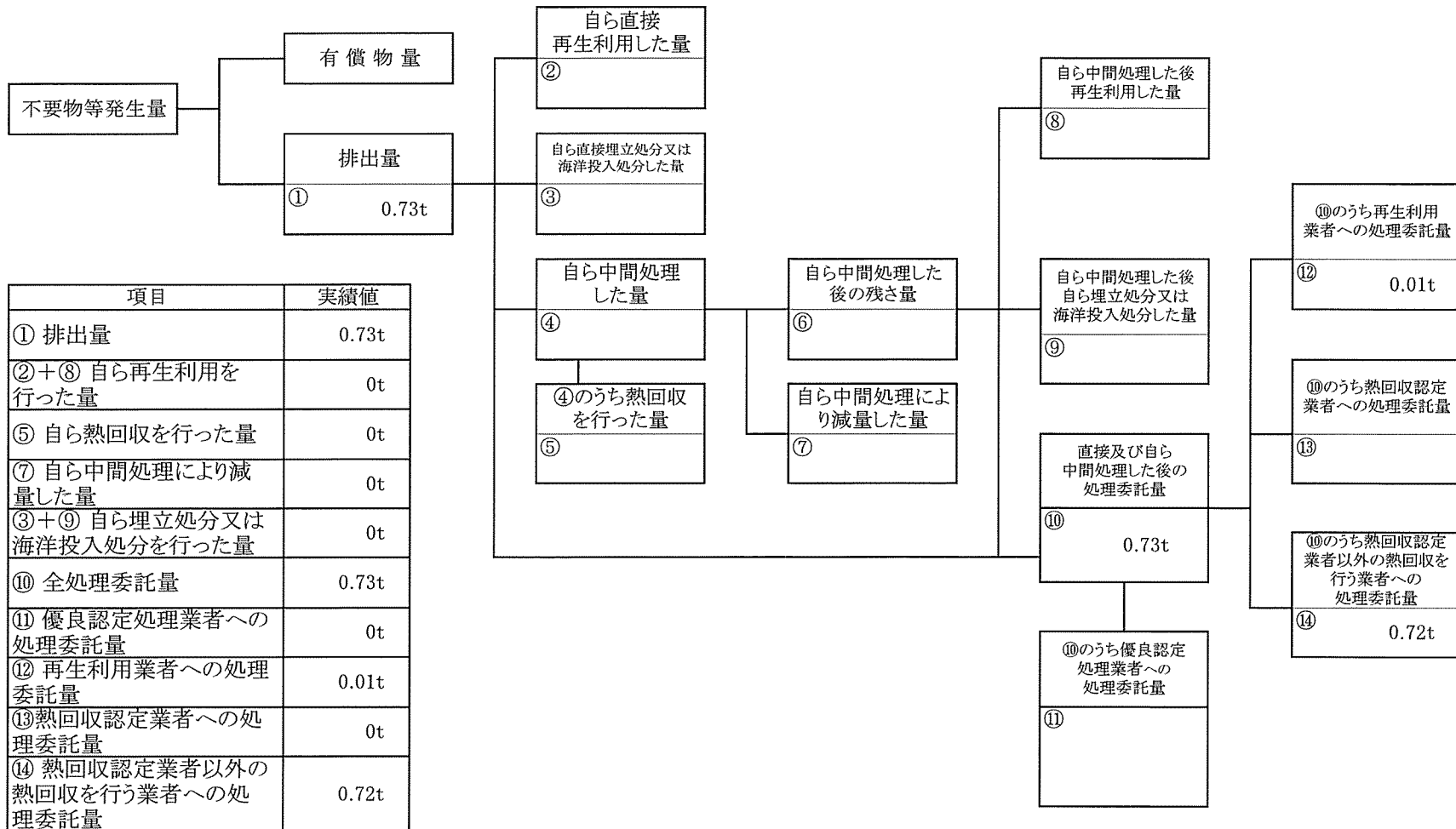
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 鋳さい)



計画の実施状況

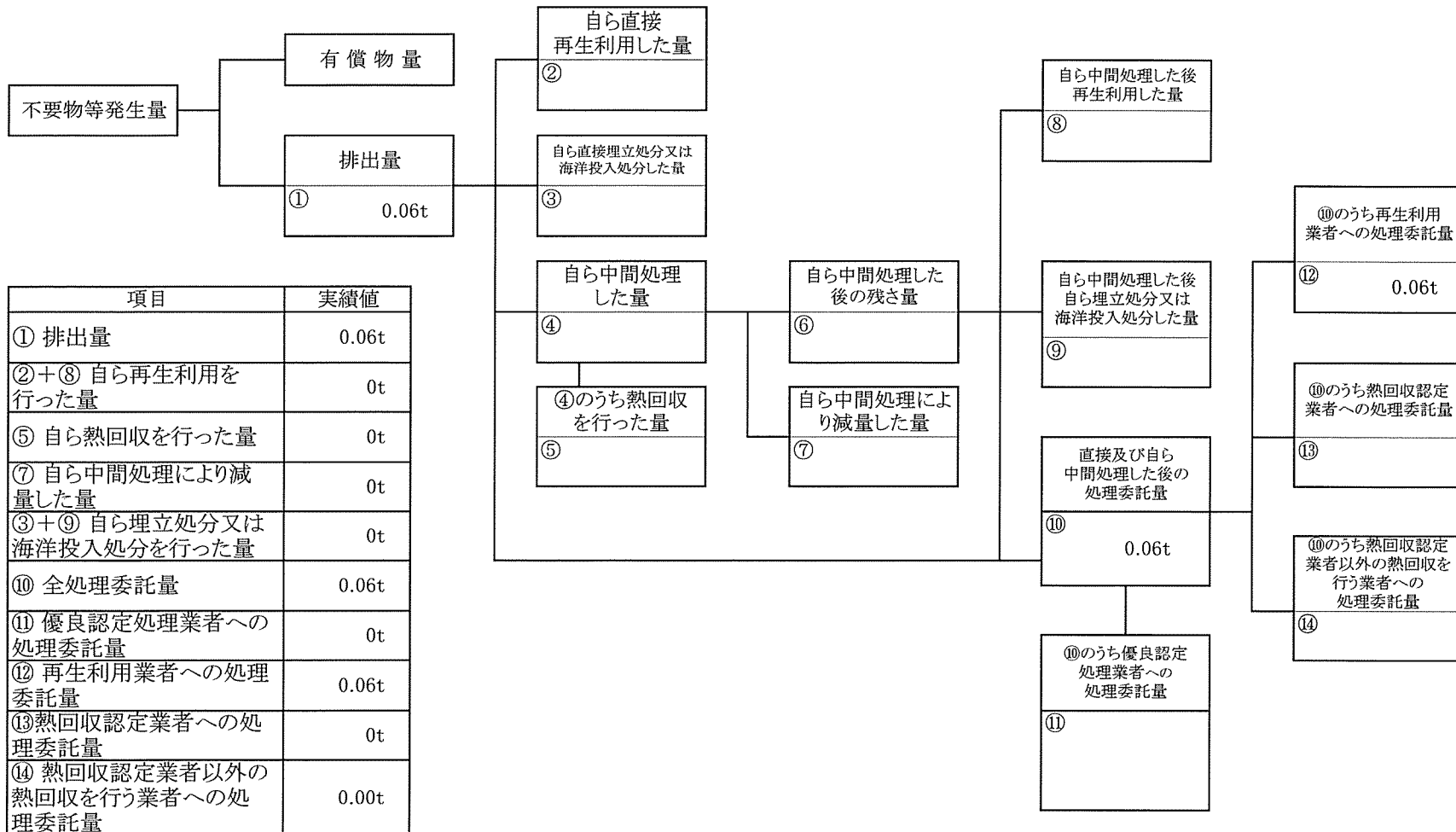
(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。